

令和7年分 住民税・所得税・復興特別所得税

申告会場を開設

税の申告は、学校、道路、公園などの公共施設の維持管理や公共サービスを提供するための財源を確保する大切な手続きです。

また、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税 (市民税・府民税)の 申告

問税務課市民税係
(☎983-1113、2164)

市職員による申告会場で必要なもの

- ▶給与・年金等の源泉徴収票
- ▶各種控除に必要な書類
 - ・生命保険料や地震保険料控除証明書
 - ・社会保険料や国民年金などの控除証明書または領収書
 - ・寄附金の控除証明書または領収書
 - ・医療費控除の明細書

- ▶筆記用具と電卓
 - ▶マイナンバーカード（お持ちでない人は、番号確認書類と身元確認書類を持参（郵送時は写しを同封））
 - ※番号確認書類=通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し
 - ※身元確認書類=運転免許証やパスポート、在留カード、資格確認書など
- 令和8年度申告分（令和7年中の収入に対する申告分）から、個人住民税の電子申告が開始されます。**

パソコンやスマートフォンを利用して、地方税ポータルシステム（e LTA X）のホームページやマイナポータル等から、個人住民税の申告手続きができるようになりました（ご利用にはマイナンバーカードが必要です）。右記二次元コードから詳細を確認できます。



所得税および 復興特別所得税 (国税)の確定申告

問国税相談専用ダイヤル
(☎0570-00-5901)

※音声案内に従い、「0」番を選択した後、用件を話してください。

市職員による申告会場で必要なもの

- ▶前述「住民税（市民税・府民税）の申告」の「市職員による申告会場で必要なもの」
- ※2月24日（火）以降は、マイナンバーカードの「写し」が必要です（公金受取口座を登録・利用される人のみ）。
- ▶（還付申告の場合のみ）申告相談者の口座情報がわかるもの
- ▶（お持ちの人のみ）確定申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書

税の申告会場を2月24日（火）～3月16日（月）の間、文化センター3階に開設します（土・日曜日は除く）。

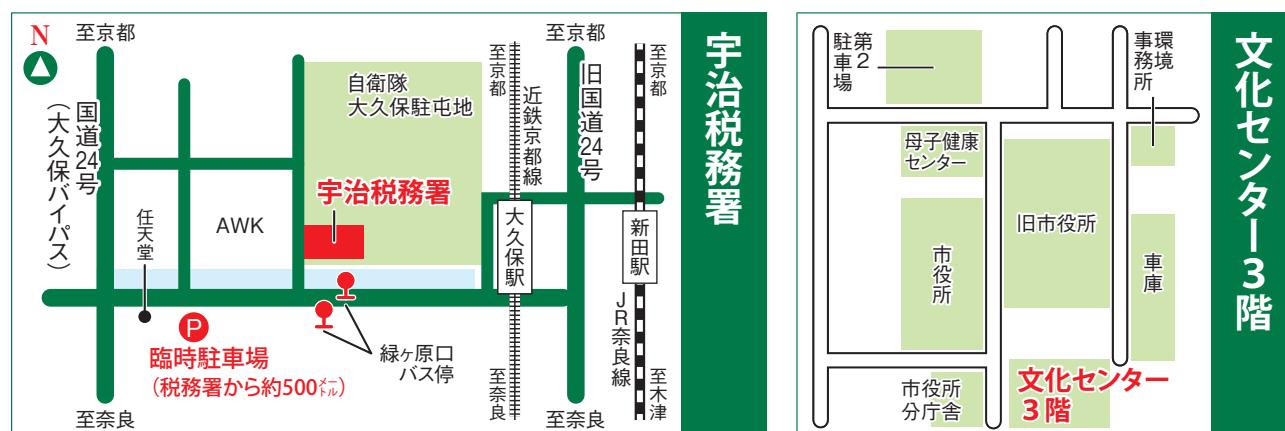
また、2月9日（月）、10日（火）は、税理士や税務署職員による申告相談・受付窓口を開設します。

なお、令和7年分の還付申告は、確定申告期間とは関係なく、令和12年12月31日まで提出することができます。確定申告や市・府民税申告は郵送及び電子申告でも受け付けています。

開設期間

2月9、10、24日～3月16日

※お越しの際は公共交通機関をご利用ください。



税の申告に関するフローチャート

（一般的なケースです。詳細は税務課市民税係へ問い合わせてください）

スタート

令和8年1月1日時点で八幡市内に居住していましたか？

いいえ 令和8年1月1日時点で居住していた市区町村へご確認ください。

はい

※ 令和7年中に収入がありましたか？
※譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除（初年分）、贈与税や相続税等は、税務署で申告してください。

いいえ

給与収入

申告は不要です。ただし、非課税（所得）証明書を発行する人は、住民税の申告をしてください。また、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、障害基礎年金、老齢福祉年金などの算定に影響が出る場合がありますので、該当する人は必ず住民税の申告をしてください。

はい

年収は2,000万円以内でしたか？

いいえ

確定申告が必要です。

年末調整は済んでいますか？

いいえ

確定申告が必要な場合があります。

収入は1力所からの給与のみでしたか？

はい

申告は不要です。※1

年末調整をした給与以外の所得（給与の場合は収入）が20万円を超えるですか？

はい

確定申告が必要です。

いいえ

住民税の申告が必要です。※2

はい

確定申告が必要です。税務署または税理士による申告相談会場で申告してください。

はい

所得合計額が控除合計額より多いですか？

はい

住民税の申告が必要です。※2

はい

公的年金等の収入金額が400万円以下ですか？

いいえ

確定申告が必要です。

公的年金以外の所得が20万円超えますか？

はい

確定申告が必要です。

はい

年金収入のみですか？

いいえ

住民税の申告が必要です。※2

医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など追加する控除はありますか？

はい

申告は不要です。※2

※1 勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されなかった人は、住民税の申告をしてください。また、確定申告すると、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が還付される場合等があります。

※2 所得税および復興特別所得税の還付が生じる場合等は、確定申告ができます。

税の申告相談会場のご案内

1 宇治税務署

問手続き等に関するもの=国税相談専用ダイヤル（☎0570-00-5901）

申告会場の開設に関するもの=宇治税務署（☎0774-44-4141）

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日・祝日を除く。 ただし、3月1日(日)に限り開設。	宇治税務署 1階	相談受付時間 午前8時30分～午後4時	▶土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、贈与税等の申告

※申告会場入場にはLINEを通じた「オンライン事前予約」または当日配布の「入場整理券」が必要です。国税庁公式LINEからオンライン事前予約(2月2日(月)から受付開始)ができます(右記二次元コードからアクセス可)。入場整理券の配布状況に応じて、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。



※2月13日(金)以前に税務署で申告相談を希望する人は、LINEもしくは電話による事前予約が必要です。

※還付申告をされる人は、2月13日(金)以前でも提出することができます。

※申告会場に必要なもの

- ▶スマートフォン
- ▶マイナンバーカード
- ▶マイナンバーカード取得時の2つのパスワード「利用者証明用電子証明書用パスワード(数字4ヶタ)、署名用電子証明書用パスワード(英数字6ヶタ～16ヶタ)」
- ▶源泉徴収票などの申告に必要な書類
- ▶本人確認書類
- ▶前年分の申告書の控え
- ▶利用者識別番号などの通知(お持ちの人)
- ▶筆記用具と電卓など

※税務署ではコピーサービスを行っていないため、控えの必要な書類はあらかじめコピーをお願いします。

※税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、利用できません。臨時駐車場(4面の地図参照)をご利用ください。

2 税理士による申告相談会場

問手続き等に関するもの=国税相談専用ダイヤル（☎0570-00-5901）

申告会場の開設に関するもの=宇治税務署（☎0774-44-4141）

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
2月9日(月)、10日(火)	文化センター3階	受付時間 午前9時～午後3時 相談時間 午前9時30分～正午 午後1時～4時	▶所得税の確定申告 ※土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除や住宅借入金等特別控除(初年分)、令和6年分以前の確定申告、贈与税や相続税等の相談は受付できません。

※申告会場入場には当日配布の「入場整理券」が必要です。

※駐車場に限りがありますので可能な限り公共交通機関でお越しください。

3 市職員による申告相談会場

問税務課市民税係（☎983-1113、2164）

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日・祝日を除く。	市役所税務課市民税係 (2階22番窓口)	午前8時30分～午後5時15分	▶住民税(市民税・府民税)申告
2月24日(火)～3月16日(月) ※土・日を除く。	文化センター3階	受付時間 午前9時～午後4時 ※定員になり次第終了。 相談時間 午前9時～正午 午後1時～4時	▶住民税(市民税・府民税)申告 ▶簡易な所得税の確定申告(公的年金等所得者・給与所得者の申告) ※市職員のみの対応となりますので、相談・受付できる申告の種類が限られます。

※申告会場入場には当日配布の「入場整理券」または市ホームページからの「オンライン予約」が必要です。

※混雑状況により、長時間お待ちいただくことや、早めに受付を終了する場合があります(例年、3月上旬までは大変混み合います)。

※駐車場に限りがありますので可能な限り公共交通機関でお越しください。

市職員による確定申告相談のオンライン予約を試験的に導入します

2月24日(火)～3月16日(月)に文化センター3階で開催する市職員による確定申告相談会場では、混雑緩和と待ち時間短縮のため、オンライン予約を試験的に導入します。スマートフォンやパソコンから、

希望する日時を選んで簡単に予約できます。
オンライン予約受付期間は、各相談日の7営業日前から2営業日前の23時59分まで。
予約方法や受付開始日などは、右記二次元コードから詳細を確認できます。



※当日枠については、例年どおり当日の朝、受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配布しますので、オンライン予約が難しい方は、当日に番号札を受け取ってください。

「確定申告書等作成コーナー」で利用するID・パスワードの新規発行停止

令和7年10月1日から「確定申告書等作成コーナー」からe-Tax(電子申告)により税務申告を行う方法のうち、税務署が本人確認を行った上で発行するIDとパスワード(ID・パスワード方式)は新規発行を停止しています。初めてe-Taxで申告される人はマイナンバーカードを利用した申告方法(マイナンバーカ

ード方式)ご利用ください。
※既に「ID・パスワード方式」の届け出をされている人は、引き続き利用できます。
※e-Taxをご利用いただくために必要な「利用者識別番号(半角16ヶタの番号)」の新規取得やe-Taxへのログインは、引き続き可能です。

郵送による確定申告

申告書等は郵送での提出も可能です。

■送付先 大阪国税局業務センター
阪神分室(〒661-8521 兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号)

※申告書等の正本(提出用)のみを提出してください。